

医療関連感染対策に関する取組事項

1. 医療関連感染対策に関する基本的考え方

板橋中央総合病院（以下、当院）は、科学的根拠に基づく医療関連感染対策の実践と戦略的改善を通して、医療の質の向上、安全な医療の提供、および病院の理念の実現を目指します。

2. 医療関連感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本事項

当院における感染対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。また、病院長直轄に感染対策室を設置、感染対策チーム（ICT）をメンバーとして感染対策の実務を行います。また、ICTとは別に、抗菌薬適正支援チーム（AST）を組織し抗菌薬の適正使用の実務を行います。

3. 医療関連感染対策のための従事者に対する研修に関する基本事項

職員の感染対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染対策委員会での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 医療関連感染発生時の対応に関する基本事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本事項

当院では、抗菌薬適正支援チーム（AST）が抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。また、地域医療機関の抗菌薬の選択を含む感染症治療の一助となるよう、抗菌薬適正使用に関する相談・支援依頼を受けています。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本事項

本取り組み事項は院内に掲示し、患者さま及びご家族さまから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。また、本指針は、病院ホームページに掲載し、皆さまが閲覧できるようにしています。

8. その他の当院における感染対策推進のために必要な基本事項

感染対策推進のため「感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。